

改 正 案	現 行
<p>（需給調整事業第一課の所掌事務）</p> <p>第七百八十八条の六 需給調整事業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の通知、許可及び届出に関する事（職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事）及び職業対策課の所掌に属するものを除く。</p> <p>三 (略)</p>	<p>（需給調整事業第一課の所掌事務）</p> <p>第七百八十八条の六 需給調整事業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の許可及び届出に関する事（職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事）及び職業対策課の所掌に属するものを除く。</p> <p>三 (略)</p>